



Q 工場で仕事中につまづいて転倒し手首を骨折しました。2カ月休んだので労災保険から休業補償を受けます。厚生年金の在職老齢年金を受給しており、年金と休業補償の併給は減額されると聞いたのですが、

A 労災保険では業務上の事由に調整して支給されることになっています。

よる負傷・疾病などにより賃金を受けることができない期間は、休業4日目から休業補償給付が支給されます。また、場合によっては傷病年金などの労災年金が給付されることもあります。

休業補償と在職老齢年金の併給



今回の休業補償給付 従って、今回の場合の支給事由は労災事故は、労災保険の休業補による負傷が原因で 償と社会保険の年金のす。一方、老齢年金は 併給ではあっても、支所定の年齢に達したこ 給事由が異なるため労とを支給事由とするた 災保険の休業補償が減め、支給事由が異なり 額されることはありません。